

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示
○大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 五五五
○道路の供用を開始する件 五五五

告 示

福島県告示第七百三十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年十一月二十四日から同年十二月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び桑折町産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年十一月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
いちい桑折店 福島県伊達郡桑折町字堰合一番四ほか
- 法第八条第一項の規定により桑折町から聴取した意見の概要
意見なし。
- 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第七百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県南建

設事務所で令和五年十一月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年十一月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道塙大津港線	東白川郡塙町大字塙字上町六八番地先から 同 郡同町大字塙字上町七〇番地先まで	令和五年十一月二十四日

（道路計画課）